

◆◆◆目次◆◆◆

1. 飛騨高山で働きませんか！【高山市】
2. 企業等内研修をコーディネートします【岐阜県】
3. 認定マーク「えるぼし」を取得して優秀な人材を確保【厚生労働省】

★★

1. 飛騨高山で働きませんか！【高山市】

高山市では若者の地元への定住促進を図るため、U・I・Jターン就職した35歳未満の高山市民の方に対して、様々な補助事業を行っています。人材獲得のツールとして是非ご活用ください。

<詳細>

○事業名

- ・高山市若者定住促進事業補助金
- ・高山市奨学金返済支援事業補助金
- ・高山市Uターン就職支援金

○共通対象要件

以下の要件を全て満たす方

- ① 高山市外から高山市内へ住民登録地を移した方
- ② 高山市内の事業所へ就職又は就業日の年齢が35歳未満の方
- ③ ①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方
- ④ 公務員（正職員）でない方
- ⑤ 市税の滞納が無い方

○個別対象要件

- ・高山市若者定住促進事業補助金
借家等を借り上げ、家賃を支払う方
- ・高山市奨学金返済支援事業補助金
奨学金を返済中の方
- ・高山市Uターン就職支援金
出生から15年間の期間内で、最も長く住んでいた場所が高山市内である方

○補助内容

- ・高山市若者定住促進事業補助金
月額 15,000 円を上限に最大3年間補助
※月額家賃（共益費等を除く）とその附属駐車場の借上料の合計額の3分の1以内の額
- ・高山市奨学金返済支援事業補助金

奨学金返済額のうち年額24万円を限度に最大5年間補助

- ・高山市Uターン就職支援金
一人につき、10万円の支給（一回限り）

○申請方法

申請書に必要事項を記載し転職の方は離職票または履歴書、大卒の方は卒業証明書を添付し下記の各補助事業で定められた添付書類を添えて高山市役所商工課の窓口へお持ちください。

- ・高山市若者定住促進事業補助金
賃貸契約書の写し
- ・高山市奨学金返済支援事業補助金
奨学金の貸与内容及び返済内容のわかる書類の写し
- ・高山市Uターン就職支援金
追加書類無し

○注意事項

- ・支給には審査があり必ずご要望に沿えるものではございませんのでご注意ください。
- ・上記の対象要件は概要となりますので、対象となるかどうかは個別にご確認ください。
- ・ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・詳細については、HPをご覧ください。また、その他移住関連の補助事業もございますので合わせてご確認ください。

（お問い合わせ）

高山市役所 商工課 雇用・産業創出係 TEL：0577-35-3144

FAX：0577-35-3167 Mail：shoukou@city.takayama.lg.jp

当事業HP：<http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1006119/index.html>

その他HP：<http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1003917/index.html>

★★

2. 企業等内研修をコーディネートします【岐阜県】

男性の育児参加・女性活躍のためにまず一歩、できることからはじめませんか？

岐阜県では、誰もが働きやすい職場作りのための企業等内研修をコーディネートします。貴社の働き方改革の課題に応じた研修テーマと講師をお選びいただき、電話でのヒアリングを経て、研修開催をコーディネートします。

○主な研修テーマと講師のご案内

- ①上司が変れば組織が変わる、働き方が変わる！
成長する組織に必要なリーダーシップ
梶川 洋 氏 / (一社) ワークライフバランス東海 代表
- ②人材不足時代に不可欠なイクボスの取組
～多様な人材が活躍できる職場づくり～

小森 真紀子 氏/株サイジンシャ・社会保険労務士・CFP

③イクボスを支える心のトレーニング

～マインドフルネス×レジリエンス～

橋野 由利子 氏/産業カウンセラー・働く人の心の保健室あとむらぼ 代表

④支え合うチームを作るリーダーのコミュニケーション術

垣内 芳文 氏/(一社)ワークライフバランス東海 正会員

⑤働き方を見直してライフもワークも充実させる!タイムマネジメント研修

伊藤 亜貴子 氏/(一社)ワークライフバランス東海 副代表

⑥イライラ・怒りをコントロールして明るい職場で生産性UP!アンガーマネジメント

廣瀬 直美 氏/NPO法人あゆみだした女性と子どもの会 理事長

⑦人材育成のための人事評価～部下のモチベーションをアップするために～

吉田 裕里子 氏/社会保険労務士・キャリアコンサルタント

⑧子どもの可能性を伸ばすコーチングテクニック 初級編

松岡 慎也 氏/NPO法人 Meets Vision 理事

⑨今の子育てを知ることでパパPOWER UP!

中島 由紀子 氏/NPO法人 グッドライフ・サポートセンター 事務局長

⑩職場における仕事と介護の両立支援

豊岡 敬子 氏/(一社)ワークライフバランス東海 理事

⑪～育児休業の職場復帰者対象～仕事と育児の両立支援研修

上松 恵子 氏/岐阜OYAKO 共育委員会 代表

○対象

こんな課題を解決したい企業

- ・経営戦略にどう反映し、実行するかを学びたい
- ・男性の育児休業取得者を増やしたい
- ・育児休業からの復帰を促したい
- ・仕事と家庭の両立に役立つ研修を実施したい
- ・従業員のチームワーク力を高めたい

○参加料

無料・先着35社・要申込

○実施要件

10名以上の参加

※複数の企業・団体による合同開催も可能です。

※いずれの講座も託児付での実施可能です。

○申込方法

インターネットにて「企業等内研修」で検索いただき、岐阜県のHPに入っていたいた先で、チラシをダウンロードし、その裏面の申込方法に従ってお申込ください。

<お問い合わせ>

岐阜県イクボス拡大促進事業 運営事務局 TEL 058-296-1127

Mail ikuboss@suntemporary.com

★★

3. 認定マーク「えるぼし」を取得して優秀な人材を確保【厚生労働省】

厚生労働省では平成30年度「中小企業のための女性活躍推進事業」として、認定マーク「えるぼし」の取得により助成活躍推進への取り組みや姿勢を“見える化”する活動をおこなっています。

○「えるぼし」とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、厚生労働省が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

※一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づき目標を設定し、達成するための行動計画。

○認定のメリット

- ・優秀な人材の確保につながる。
- ・公共調達において加点評価を受けることができる場合がある。
- ・企業イメージの向上につながる。

○申請方法

- ①行動計画の策定、社内周知・公表、都道府県労働局への届出
- ②都道府県労働局へ認定の申請
- ③都道府県労働局による審査
- ④「えるぼし」取得（厚生労働大臣認定）

※行動計画の策定については下記問い合わせ先にて無料相談ができます。

(お問い合わせ)

女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人女性労働協会

TEL: 03-3456-4412 FAX: 03-6809-4472

E-mail: suishin@jaaww.or.jp HP: <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル:【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。